

山都町物品調達等事後審査型条件付一般競争入札公告共通事項書

令和7年6月10日

第1 本書で定める事項は、山都町が実施する物品調達等の事後審査型条件付一般競争入札について適用する

第2 入札参加資格

- 1 競争入札に参加する者は、落札決定の日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 対象案件に係る公告の日から落札決定日までの間のいずれの日においても、山都町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年山都町告示第63号）に基づく指名停止措置を受けていない者。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
 - (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止、手形又は小切手の不渡りを出した等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
 - (6) 対象案件に係る公告の日から落札決定日までの間のいずれの日においても、関係法令の規定による営業停止処分を受けていない者。
 - (7) 対象案件に係る公告の日から落札決定日までの間のいずれの日においても、入札参加を希望する者（法人又は個人事業主）に、国税、都道府県税並びに市区町村税又はその延滞金に滞納がない者。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める要件を満たしている者。
- 2 入札案件ごとに設定した、入札に参加する者に必要な資格要件を満たすことを必須とする。

第3 仕様書等の閲覧

仕様書等は山都町ホームページに掲載する。

入札参加希望者がパソコン環境の障害等により山都町ホームページを閲覧できない場合は、入札案件ごとに定める仕様書等閲覧期間内に、総務課監理係に申し出れば配布を受けることができる。ただし、郵送による配布は行わない。

第4 入札保証金

(1) 入札保証金の納付について

ア 山都町財務規則（平成17年山都町規則第34号）第78条に基づき、契約希望金額（消費税相当額及び地方消費税相当額含む。）に相当する金額の100分の5以上の額を「納付書」で納付すること。「納付書」は入札担当課で配布するので、入札保証金を納入する者は入札担当課へ申し出る

こと。

イ 納付期限は、案件ごとに定める納付期限日とする。

ウ 納付については、下記の金融機関で納付すること。

納付後は、金融機関から「納付通知書兼領収証書」を受け取り、入札の日に入札担当職員に原本の提示ができるようにしておくこと。

【納付ができる金融機関】

肥後銀行	本店・支店・山都町役場派出所
宮崎銀行	本店・支店
熊本銀行	本店・支店
熊本県信用組合	本店・支店
上益城農業協同組合	本所・金融取扱支所
阿蘇農業協同組合	本所・金融取扱支所
九州内ゆうちょ銀行・郵便局	(沖縄県を除く)

(2) 入札保証金の免除について

ア 山都町財務規則第 78 条第 1 項の規定のうち、保険会社との間に、本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合、入札保証金を免除する。このときは、当該保険証券の原本を入札の日に提出すること。

イ 入札保証保険の加入期間は、入札日から契約締結期限日（落札決定の日の翌日から起算して 5 日以内（山都町の休日を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。））までとすること。

なお、入札保証保険証券を提出した者について、証券の返還は行わない。

ウ その他、本町の判断により入札保証金を免除とする場合については、案件ごとの公告に示すので、それに従うこと。

(3) 入札保証金の還付について

ア 入札保証金を納付し、落札しなかった入札参加者は、「入札保証金払戻請求書」に「納付通知書兼領収証書」の写しを添付し、入札の日に提出すること。

入札保証金の還付は、入札者が指定する銀行口座への振込みにより完了するものとする。

ただし、指定金融機関への入金確認後でないと還付できないため、納付した金融機関によっては、還付手続きまでに数日を要する場合がある。

イ 落札者が入札保証金を納付していた場合は、契約締結後に落札者に還付する。

ただし、落札者が契約の締結に応じない場合は、入札保証金は返還しないものとする。

第 5 入札

(1) 入札書のほか、案件ごとに指定する書類を持参すること。

(2) 入札参加希望者は、契約書、仕様書及び山都町財務規則等を熟読の上、入札に参加すること。

(3) 入札参加者は、入札書に、次の各号に掲げる事項を記載して提出すること。これらの記載がない

ものは、その入札を無効とする。

ア 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者氏名及び押印

イ 入札金額（公告に定める記載方法に従うこと。）

ウ 公告名

- (4) 入札書は、封筒に入れて入札案件ごとに定める入札書提出期間に公告で示した場所に持参すること。持参による入札書だけを対象とし、郵便、加入電信、電報、電話その他の持参以外の方法による入札は認めない。ただし、郵送を可とする場合は、案件ごとの公告に示すので、それに従うこと。
- (5) 入札書を入れる封筒は、のりで封をすることとし、封筒の表面又は裏面に公告案件名、開札日時、商号又は名称及び入札書が在中している旨を記載すること。
- (6) 入札参加者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- (7) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

第6 開札

(1) 開札の立会い

ア 入札参加者又はその代理人（以下「立会人」という。）は、開札に立ち会うことができる。

イ 立会人は、開札開始時刻後においては、開札会場に入室することはできない。

ウ 立会人は、開札執行中は開札会場を退室することはできない。ただし、入札担当職員がやむを得ないと判断したときは、退室は可能とするが、再入室はできないものとする。

エ 開札の立会人が2人に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(2) 落札候補者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内で最低（売払いについては最高）の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、落札者の決定を保留する。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低（売払いについては最高）の価格をもって有効な入札をした者が2者以上あるときは、当該入札に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 再度の入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を1回に限り行う。

イ 再度入札を実施する場所、日時については、開札後に別途通知する。

ウ 再度入札に参加できる者は、初度入札において応札した者に限る。ただし、初度入札において無効又は失格となった入札参加者は除く。

エ 落札者が決定しないときであっても、再度入札において1者以上の入札があるときは、最低（売払いについては最高）の価格を提示した者と予定価格の制限の範囲内で随意契約の手続きによることができるものとする。

オ 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由が生じたとき

きは、入札を中止し又は延期することがある。

第7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札案件ごとに設定した入札に参加する者に必要な資格要件を満たしていない者がした入札又は委任されていない者がした入札。
- (2) 本書の第5第3号に規定する項目の記載がない入札。
- (3) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (4) 入札金額の記入漏れで入札したとき。
- (5) 入札金額が0円、又はマイナスの金額で入札をしたとき
- (6) 1つの入札案件について同一の者（同一の代表者を含む）が2通以上の入札書を提出したとき。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する違法又は不正の行為による入札。
- (8) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (9) 入札保証金の額が契約希望金額（消費税相当額及び地方消費税相当額含む。）の100分の5以上でない者の入札。
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (11) 上記（7）又は（8）に該当する入札の場合、その入札の全部を無効とすることがある。

第8 落札者の決定方法

- (1) 開札日の翌日以降、落札候補者となった者について入札参加資格要件の審査を行う。
- (2) 前項の審査により、落札候補者が入札参加資格要件を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (3) 落札候補者が入札参加資格を有していないと確認された場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した次順位者を落札候補者として審査を行い、落札者が決定されるまで行うものとする。

第9 契約保証金

- (1) 山都町財務規則第70条に基づき、契約金額（消費税相当額及び地方消費税相当額含む。）の100分の10以上の額を金融機関で納付するか又は本町が定めた有価証券等の担保の提供をすること。
- (2) 山都町財務規則第70条第1項各号の免除規定に該当するときは、保証金の全部又は一部を免除する。
- (3) 契約履行確認後（物品を納入し検査完了後）に還付する。ただし、受注者が契約内容を履行しない場合は、契約保証金は返還しないものとする。

第 1 0 契約書の作成

- (1) 契約書の作成にあたっては、落札者は、山都町財務規則に従い、当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期することができるものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

第 1 1 契約の締結

落札者は、契約書を作成する場合においては、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して 5 日以内（山都町の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）に、これを契約担当職員に提出しなければならない。

第 1 2 支払いの条件

- (1) 納入物品等の代金は、本町の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。
- (2) 前払いには応じないものとする。

第 1 3 その他

- (1) この入札に際しては、山都町財務規則に従わなければならない。
- (2) 期間中の受付等手続きは、公告によるものとする。公告に定めがないものについては、山都町の休日を定める条例に規定する町の休日以外の日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（午前 12 時から午後 1 時を除く）とする。
- (3) 入札に付する案件についての説明会は実施しない。
- (4) 入札の実施に関して提出された書類は返却しない。
- (5) 契約履行上やむを得ない場合には、双方協議して内容を変更し、契約金額を変更することがある。